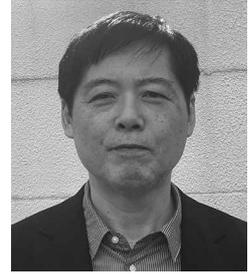


EIA / ESIA 制度・手続の 国際比較



国際協力銀行
環境審査室
佐藤 憲¹

I. 本稿の目的

産業革命以降、世界は欧米を中心に工業化時代を迎えたが、ローマ・クラブの「成長の限界」レポート²が発表されたことに典型的に表れているように、主に1970年代以降、現代文明が取り組むべき大きな問題のひとつとして環境問題がクローズアップされた。その後さらに人類の環境（社会）問題への関心は高まり、SDGsやESGといった概念が一般化する状況となるとともに、全世界的な問題として気候変動や生物多様性への対応が急務となっている。

こうした状況なども背景として、EIA（環境影響評価）/ESIA（環境社会影響評価）制度が利用されるようになった。世界で最初のEIA/ESIA制度は1970年にアメリカで誕生し（国家環境政策法（NEPA）に基づく）、日本ではそれ以前のいわゆる閣議アセスメントの時代を経て、1997年の環境影響評価法制定がその本格的スタートと考えられる。こうしたEIA/ESIA制度は、プロジェクトの事業主体あるいは同プロジェクトへの投融資を行う金融機関等にとって、プロジェクトの実施可否判断の重要なメルクマールとなっている。

筆者の所属機関（株式会社国際協力銀行：以下「JBIC」）は、日本企業の海外での活動を金融面から支援する日本政府100%出資の機関であるが、その投融資の判断では、プロジェクトの環境・社会影響をチェックするために、原則、関連EIA/ESIAの内容や承認状況を確認する。そこで、われわれのそうした確認プロセス効率化に資するような参考情報として、EIA/ESIA制度をもつ国のうち日本を含めた14カ国³を選択し、外部専門家も活用しつつ、最終的に社内用報告書としてまとめた。

本稿はその内容を踏まえ、各国間の制度比較を行ったものである。こうした情報を参考にいただき、

同じようにEIA/ESIAの活用が業務上不可欠となっている各企業の方々の一助となれば幸いである。なお、この14カ国は、基本的にJBICの投融資の経験において、EIA/ESIA制度をよく参照した、あるいは当該制度が特に特徴的と思われる国等を選定したものである。

II. EIA / ESIAとは

上記EIA/ESIA(Environmental Impact Assessment / Environmental and Social Impact Assessment)について、ここで簡単にその定義を述べると、事業の実施に際し、重大な意思決定と契約が締結される前に、「環境（Environmental）⁴（および社会（Social））に著しい影響（Impact）⁵を及ぼす恐れのある行為」について、事前に環境への影響を「調査」「予測」「評価」し、加えてその結果を公表し地域住民等の関係者の意見を聞き、環境・社会への配慮を行う手続きの総称、ということができよう⁶。

EIA/ESIAの実施目的としてあげられるのは、①対象とした開発計画・事象によって引き起こされる生物的/物理的/社会的/経済的/制度的な影響の分析結果を関係者に提供すること、②透明性を高め、意思決定へステークホルダーの参加を組み入れること、③政策・計画（プラン）・事業のサイクルの中にフォローアップ（対象の開発行為等がもたらす負の影響に対するモニタリング、軽減措置）の手続きと方法を確定・組み入れること、④持続可能な開発に資すること、等である。

EIA/ESIAの典型的プロセスとしては、①まず「スクリーニング」によるEIA/ESIA実施の可否等の決定、②「スコーピング」による調査・評価対象の絞り込み、③調査・評価の実施、④それらの結果に対する原則第三者による評価、その後の⑤EIA/ESIAに対する承認、となる。その前後に⑥住民説明、⑦情報開

示、その後⑧モニタリングといったプロセスも通常存在する。

III. 各国EIA／ESIA制度の違いについての調査アプローチ

以下にて、「各国EIA／ESIAの制度上の違い」を議論していくが、さまざまなアプローチが可能であるため、この調査では特に、EIA／ESIAの各実施プロセスとその担当主体、それから対象事業・評価項目における違いという問題に焦点を絞って、調査・検討することとした。前者については、各国ごとに、制度とその実施の仕方は法令化されているところ、特に国（中央）と地方の関係の観点から違いがあるので、その点をまず比較しつつ、さらには各プロセスの担当主体にフォーカスして検討している。具体的にはEIA／ESIA実施から結果承認に至る段階、さらには住民説明等のステークホルダーとのコミュニケーションにおいて、各プロセスの担当主体がどう違うかということとを並列し、比較してみた。後者についても、国ごとのEIA／ESIAの対象項目を比較することで、類似点・相違点について考察した。

1. EIA／ESIA制度における国と州・地方の関係

調査対象国14カ国では、すべての国においてEIA／ESIAの制度が法律に基づき定められている。導入されたのは、上述の通りアメリカが最も早く1970年、その後先進国に普及し、途上国においても制度化されている⁷。

調査対象国のうち12カ国のEIA／ESIA制度については以下の2つのパターンに大別される。パターン1

パターン1 国が定めたEIA/ESIA制度に基づき、州や地方へ権限を委譲	カナダ、オランダ、フランス、ベトナム、インドネシア、タイ、ブラジル、アルゼンチン、チリ
パターン2 国・州政府が定めたEIA/ESIA制度	アメリカ、オーストラリア、日本

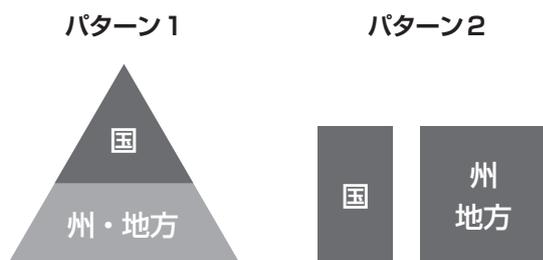


図1 EIA／ESIA制度における国と州・地方の関係性

では国で定めたEIA／ESIAの権限を州や地方へ委譲しEIA／ESIAを実施しているが、パターン2においては国（連邦）レベルおよび地方レベルそれぞれにおいて独自にEIA／ESIAを規定している。いずれの場合も、原則的には国か地方のどちらかで一度EIA／ESIAを実施すれば足りることになっており、実際どちらになるかは対象事業の内容・規模等のファクターにより決められることが多い。

なお、残り2カ国については、下記の理由にあるように国の成り立ち等が若干特殊な状況にあるため、パターン1、2のいずれにも完全にはあてはまらない。

- ・イギリス：イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各カントリーにおいてEIA／ESIAを実施。ただし沖合石油ガス開発関連は、イギリス政府が規定している。
- ・UAE：UAEにおけるEIA法は枠組みのみ規定しており、制度化は各首長国に権限を委譲。

2. EIA／ESIAの各実施プロセスとその担当主体

EIA／ESIAの各実施プロセスとその担当主体については、以下のように表1にまとめることができる。

この内容については、以下の各節において、若干の解説を行いたい。

(1) EIA／ESIAに関与する主体

EIA／ESIAの実施においては、大きく「実施者」「評価者」「承認者」の3種類の役割がある。すなわち、対象事業について調査や情報収集および一定の判断を行い、必要書類を作成する「実施者」、それについて第三者としての立場から客観的にその内容の妥当性について検討・判断を行う「評価者」、最後にそれらEIA／ESIAを承認する「承認者」、のそれぞれが存在する。調査対象国14カ国のいずれにおいても、原則として図2のフローでEIA／ESIAを実施している。



図2 EIA/ESIAの実施フロー（概要）

①EIA／ESIAの実施主体

調査対象14カ国のうち13カ国においてEIA／ESIAを実施するのは、「プロジェクト実施主体」である。

アメリカのみ、EIA／ESIAを実施するのはプロジェクトを承認する当局である（アメリカでは、プロジェクト実施主体が民間事業者であったとしても、プロジェ

クトを承認する政府機関（主導機関：Lead Agencyと呼ばれる）がEIA／ESIAを実施）。なお、カナダでは、EIA／ESIAを承認する環境気候変動大臣が所管するImpact Assessment Agency of Canadaの地方事務所がEIA／ESIAの実施を主導し、プロジェクト実施主体と協働でEIA／ESIAを実施する。

表1 各国の環境社会影響評価制度に係る分析 まとめ表

	国と地方の関係	EIA/ESIAの実施主体	EIA/ESIAの評価主体	EIA/ESIAの承認主体	EIA/ESIAにおける住民説明実施主体	EIA/ESIAにおける情報開示責任主体	EIA/ESIAにおけるモニタリング実施主体	EIA/ESIAにおけるモニタリング結果審査主体
アメリカ	パターン2	ブ承（主導機関[連邦政府機関]	委員会等	ブ承（主導機関[連邦政府機関]	環境当局（上位の行政）	ブ承（主導機関[連邦政府機関]	プロジェクト実施主体	その他
カナダ	パターン1	ブ承（プロジェクト実施主体との協働）	委員会等	環境当局（上位の行政）	委員会等	その他	プロジェクト実施主体	その他
イギリス（イングランド）	－	プロジェクト実施主体	委員会等	委員会等	その他	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	その他
オランダ	パターン1	プロジェクト実施主体	委員会等	ブ承（各計画認可機関）	委員会等	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	ブ承（各計画認可機関）
フランス	パターン1	プロジェクト実施主体	環境当局（特性により上位または下位の行政）	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	ケースバイケース
オーストラリア	パターン2	プロジェクト実施主体	環境当局（特性により上位または下位の行政）※	環境当局（特性により上位または下位の行政）※	環境当局（特性により上位または下位の行政）※	その他	プロジェクト実施主体	環境当局（特性により上位または下位の行政）※
ベトナム	パターン1	プロジェクト実施主体	ケースバイケース	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	環境当局（特性により上位または下位の行政）	ケースバイケース	ケースバイケース
インドネシア	パターン1	プロジェクト実施主体	委員会等	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	委員会等
タイ	パターン1	プロジェクト実施主体	委員会等	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	その他
ブラジル	パターン1	プロジェクト実施主体	ケースバイケース	ケースバイケース	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	ケースバイケース
アルゼンチン	パターン1	プロジェクト実施主体	環境当局（下位の行政）	ブ承（所管官庁）	ブ承（所管官庁）	プロジェクト実施主体	プロジェクト実施主体	ブ承（所管官庁）
チリ	パターン1	プロジェクト実施主体	委員会等	委員会等	委員会等	プロジェクト実施主体/環境当局	プロジェクト実施主体	その他
UAE（アブダビ）	－	プロジェクト実施主体	環境当局（下位の行政）	環境当局（下位の行政）	－	－	プロジェクト実施主体	環境当局（下位の行政?）
日本	パターン2	プロジェクト実施主体	委員会等	ブ承（主務大臣または自治体首長）	プロジェクト実施主体	委員会等	プロジェクト実施主体	ブ承（自治体首長等）

※石油・ガス開発はNOPSEMA

ブ承：プロジェクト承認主体

②EIA／ESIAの評価主体

EIA／ESIAは調査等を実施した後、その結果を評価するプロセスが通常必要であるが、その担当機関は、以下のような3種類に分類される。

ケース①：複数の行政機関等により構成される委員会等（アメリカ、カナダ、イギリス（イングランド）、オランダ、インドネシア、タイ、チリ、日本）

ケース②：環境当局（フランス、オーストラリア、アルゼンチン、UAE（アブダビ））

フランスでは、国レベルの環境当局が評価する場合と、下位の行政区分（県等）の「環境当局」が評価する場合があります、一律で定められているわけではない。プロジェクトの特性によって、レビュー機関が定められる。オーストラリアにおいては、連邦法管轄のEIA／ESIAを実施した場合は原則として連邦政府の環境当局が評価機関となるが、二政府協定に基づき、連邦法および州法の両管轄の場合には、評価機関は州政府が所管している。また、アルゼンチン、UAE（アブダビ）においては、原則として下位の行政区分（各州もしくは各首長国）の環境当局がレビューを行っている。

ケース③：ケースバイケース（ベトナム、ブラジル）

ベトナムは多くの場合環境当局とみなし得る「天然資源環境省」が担当しているが、ケースにより国防省／公安省、あるいは省人民委員会等が担当するケースがある。ブラジルも、連邦レベルの環境当局である「ブラジル環境・再生可能天然資源院」が連邦レベルで重大な環境影響を与える活動について担当するが、その他、たとえば対象の天然資源の種類や関係する地域社会（先住民族の在住地域等）によっては、自治体、州、または他の連邦行政組織が担当するケースがある。

③EIA／ESIAの承認主体

EIA／ESIAの承認主体は、以下のような4種類に分けられる。

ケース①：プロジェクト承認主体（アメリカ、オランダ、アルゼンチン、日本）

ケース②：委員会等（イギリス（イングランド）、チリ）

ケース③：環境当局（カナダ、オーストラリア⁸、UAE（アブダビ））

ケース④：ケースバイケース（フランス、タイ、インドネシア、ブラジル、ベトナム）

タイは国家プロジェクト等については最終的に内閣が承認することになるが、それ以外は専門審査委員会が承認主体となる。その他の国も、プロジェクトの種

類や規模等に応じて適用される手続き等が異なり、承認主体も異なる。

(2) EIA／ESIAプロセスにおける住民説明

住民説明については、表1のとおりプロジェクト実施主体の責任において住民への説明が実施される場合が多い（6カ国）が、その他当局の責任において実施される場合もある。UAE（アブダビ）では、住民説明のプロセスが制度上求められていない。イギリス（イングランド）が「その他」に分類されるのは、責任者が地方計画局（Local Planning Authority）など複数にわたるためである。

なお、住民説明の実施のタイミングは各国によってさまざまであるが、カナダ、オランダ、タイ、オーストラリア、アルゼンチン、チリ、日本においては住民説明を複数回実施することが求められている。また、多くの国において住民説明会における住民意見を対面や書面での提出を求めているが、オンライン（ウェブサイト、ポータル、電子メール等）による意見提出を認める国もある。

(3) EIA／ESIAプロセスにおける情報開示

情報開示の担当主体について特徴ある国について言及すると、まず、UAE（アブダビ）は、情報開示の実施自体が明確に規定されていない。またアメリカの場合は、プロジェクト承認主体と表上は示しつつ、実際はEIA／ESIAの承認主体と実施主体が同一であることに留意すべきである。なお、インドネシアやフランスはプロジェクトの規模や性格等に応じて担当主体が決まる「ケースバイケース」となっている。またオーストラリア、カナダは「その他」に分類されるが、前者は各管轄官庁、後者は連邦政府、プロジェクト実施主体等の合同による責任となっている。

情報公開の手法は、オンラインまたは書面公開が認められているが、オランダ、タイにおいては書面のみ限定されている。住民からの意見提出は、口頭または書面の他、電子メール等の活用を認める場合もある。

(4) モニタリング

モニタリング項目は、原則としてEIA／ESIAの付帯条件等において規定される場合が多く、ベトナム⁹以外の国においてはプロジェクト実施主体がモニタリングの実施主体となっている。モニタリング結果の審査主体については、引き続き表1を参照のこと（必ずしもEIA／ESIA承認機関とはならない）。なお、プロジェクトの規模や性格によってモニタリングの審査主

体が決まるような国は「ケースバイケース」、また通常審査主体となるプロジェクト承認主体・委員会等・環境当局のいずれにもあてはまらない国¹⁰は「その他」に分類した。

3. EIA / ESIA の対象事業

調査対象14カ国のうち、アルゼンチンおよびUAE（アブダビ）を除き、国（連邦レベル）におけるEIA / ESIA対象事業を示した規定（リスト）が整備されている。主な特徴は以下のとおり。

- ・アメリカ：EIA / ESIAの対象事業ではなく、反対にEIA / ESIAの対象とはならない事業を整理した「除外規定」を整備。
- ・インドネシア、アルゼンチン：特定地域におけるEIA / ESIA手続きを別途規定。¹¹
- ・UAE（アブダビ）：EIA / ESIA実施の規模要件等を明示せず、一律のEIA / ESIAはない。ESIA申請時点において予備環境レビュー（PER）を実施し、その結果をふまえて、EIA / ESIAを実施するかどうかの判断が行われる。
- ・オランダ、フランス：EUのEIA指令に基づき各国においてEIA / ESIA制度を整備。EIA / ESIAが必須となる事業と個別判断が求められる場合がある。
- ・アメリカ、フランス、インドネシア、タイ、チリ、日本：EIA / ESIA対象事業の規模により、EIA / ESIAのレベル（環境影響評価の実施レベル）が分けられており、一定規模以下の場合はより簡易な評価作業となることが多い。たとえば日本の場合、大規模な事業は「第1種事業」で環境影響評価は必須、より小規模な事業は「第2種事業」と分類され、

事業個別に評価の要否が判断される。

4. 評価対象の要素

EIA / ESIAにおける評価項目のうち14カ国共通の評価項目は以下のとおり。

汚染対策：大気質、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、底質
 自然環境：保護地域、生態系¹²と生物相、水象、地形と地質
 社会環境：文化遺産、景観

上記共通事項に加え、表2にもあるように、特定の国にのみ存在する評価事項は、①先住民族・少数民族、②ジェンダー、③人権、④気候変動、⑤生態系サービス¹³、⑥住民移転・用地取得¹⁴、となる。

ベトナム、インドネシア、ブラジル、日本においては、共通項目以上の追加項目はない（ただし、日本については、気候変動問題全体の追加は要求されないが温室効果ガスの状況についての検討は求められる）。先住民族問題を抱える国においては、先住民族や少数民族に係る評価項目を設ける傾向がみられる。

一方、EIA / ESIA制度の枠外で、プロジェクト実施時通常求められる環境社会に係る評価項目は表3のとおりであった。

表2 評価項目一覧

	アメリカ	カナダ	イギリス	オランダ	フランス	豪州	タイ	アルゼンチン	チリ	UAE	日本	ベトナム	インドネシア	ブラジル
汚染対策（大気質、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、底質）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然環境（保護地域、生態系と生物相、水象、地形と地質）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会環境（文化遺産、景観）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
先住民族・少数民族に対する評価	○	○				○	○		○	○				
ジェンダーに対する評価	○	○												
人権に対する評価		○							○					
気候変動に係る評価			○		○	○			○	○	△			
生態系サービスに対する評価				○	○				○					
住民移転・用地取得に対する評価						○		○	○	○				

表3 EIA/ESIA制度の枠外で求められる評価項目

	アメリカ	カナダ	イギリス	オランダ	フランス	豪州	タイ	アルゼンチン	チリ	UAE	日本	ベトナム	インドネシア	ブラジル
住民移転・用地取得に対する評価					○			○						○
生態系サービスに対する評価														○
先住民族・少数民族に対する評価														○
悪臭に対する評価		○							○					
気候変動に係る評価								○						○
人権に対する評価														○
労働環境に対する評価					○				○					○

IV. EIA/ESIA制度に関する注目すべき論点

EIA/ESIA制度において、最近の世論で注目されている「累積影響」「気候変動リスク」「生物多様性」に関する規定の有無について整理を行った。

- **累積影響**：より環境に対する影響を精密に計測するということで、14カ国のうち9カ国で、EIA/ESIAにおいて累積影響を考慮した評価がされている。日本では、風力発電等のセクターにおいて検討中となっているが国レベルの明確な規定はない。なお、本稿の検討対象外であるが、国としてプロジェクト単体ではなくそのプロジェクトが政策や計画にのっとなって実施される場合にそうした上位の政策・計画についての評価を行うという、戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Impact Assessment: SEIA) の実施を制度化している国もあるが、この累積影響に関してはそうした戦略的環境アセスメントのスコープとなる可能性もある。

- ① 累積影響を考慮したEIA/ESIAを実施 (アメリカ、カナダ、イギリス (イングランド)、フランス、インドネシア、タイ、オーストラリア、チリ、UAE (アブダビ))
- ② EIA/ESIAとは別途累積影響に係る評価を実施 (ブラジル)
- ③ 一部セクターにおいて規定 (日本 (検討中))
- ④ 不明 (オランダ、ベトナム、アルゼンチン)

- **気候変動リスク**：14カ国のうち8カ国において、気候変動リスクについて検討中である、とみなし得る。また、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 等をふまえた国際

的な議論が各国のEIA/ESIAへ波及している状況もみられる。

- ① 気候変動リスクについてEIA/ESIAにおいて検討中 (アメリカ、カナダ、フランス、オーストラリア、ブラジル、チリ、UAE (アブダビ)、日本)
- ② 気候変動リスクについてEIA/ESIAとは別途検討中 (アルゼンチン)
- ③ 不明 (イギリス (イングランド)、オランダ、ベトナム、インドネシア、タイ)

- **生物多様性¹⁵**：14カ国のうち9カ国で、EIA/ESIAにおいて生物多様性に係る検討が規定されている、と考えられる。生態系サービスに関する規定を示唆する国は、アメリカ、カナダ、イギリス (イングランド)、アルゼンチン。その他の国については、生物多様性評価=生態系評価と位置づけ従来のEIA評価手法 (例：動植物の生育・生息種数や種類の把握、影響の有無等) に包含されるケースもあり、必ずしも「生物多様性評価」や「生態系サービス」等の概念がEIA/ESIAに反映されているわけではない。なお、カナダおよびイギリス (イングランド) に関しては、生態系評価に関して生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES: Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)¹⁶の活用を規定。気候変動同様、TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) の影響が今後増大していくことが予想される。

- ① 生物多様性についてEIA/ESIAにおいて検討中 (アメリカ、カナダ、イギリス (イングランド)、オランダ、フランス、オーストラリア、

- アルゼンチン、チリ、UAE（アブダビ）
- ② 生物多様性についてEIA／ESIAとは別途検討中（ブラジル）
- ③ 不明（ベトナム、インドネシア、タイ、日本）

V. まとめ

本調査の結論として、プロジェクト実施者や金融機関の立場からは以下のような点にまとめられる。

- **各対象国の各プロセスにおける実施主体は国ごとにさまざまであり、EIA／ESIAの実施主体は、アメリカを除きプロジェクト実施主体となるが、それ以降の評価・承認主体は国ごと、またセクターや地域ごとにさまざまなバリエーションがあり、対応すべき範囲に関して注意が必要である。**承認後の住民説明や情報公開について、プロジェクト実施主体が主体とはならない場合がある（代わりに当局主導で住民説明や情報公開を実施する場合がある）ことにも留意が必要である。
- 調査開始当初は、法律分野でいうところの「法系・法圏論」的違い・分類（たとえば「英米法系・大陸法系」といったカテゴリー分けに類似したもの）や、地域的な傾向が出てくるのではないかと考えていたが、そのような傾向を見出すには至らなかった。これは、公害問題等の歴史や政府内の官庁の力関係やバランスなど、各国のEIA／ESIA制度の歴史や位置づけが一様ではないことに起因していると推測される。こうしたなか、想像の域を出ないが、各制度の違いの原因についてひとつ仮説を述べるならば、ESIAの評価・承認に関して、環境当局またはプロジェクト承認主体に権限・責任をどの程度もたせるのか、つまり、**経済成長のためのプロジェクトの実施と環境社会配慮という、時にアンビバレントな要請をどのように同時実現するのか、という観点において、各国ごとの特徴・バランスが垣間見られるように感じる。**たとえば、日本では環境省はESIA制度を策定する立場であり、一方個々のプロジェクトのESIAの承認はプロジェクト承認主体（経済産業省等）が行うことになっている。制度の運用においては原則的にプロジェクト承認主体の力が強い、と考えることもできるが、一方でプロジェクト

承認主体に環境社会配慮に関する責任をもたせることでバランスをとっている、という言い方もできるかもしれない。いずれにせよ、両者の関係について、各国ごと特有の感覚でのバランスのとり方がなされている、と考えられる。

- **EIA／ESIA制度の対象は今のところ主に環境分野であり、社会環境（Social）分野についてはEIA／ESIA制度でカバーされていない国もある。**つまり、EIA／ESIA制度では、たとえば世銀やIFCの要求事項を必ずしも網羅していない国もある、ということになる。この場合、関係企業等は対象プロジェクトがいわゆる国際的水準を社会面においても達成できているか、できていない場合はそれをカバーするファクトや事情があるのかどうか、等についての状況把握が必要に応じ行われるべきであろう。
- 特定の環境社会 이슈（生態系サービス、気候変動リスク、人権DD等）についてはEIA／ESIA制度に反映されているケースは限定的であるが増加の傾向にあり、プロジェクト実施主体の取り組みとして、TCFDやTNFDといった国際情勢をふまえた内容をEIA／ESIAの作成時に考慮する状況が見受けられる。すなわち、プロジェクトのEIA／ESIA必須項目の把握評価以外にも、TCFDやTNFDへの対応を見越して、温室効果ガスや生態系へ与える影響等についてアドホックな調査・評価が行われることがしばしば生じており、**今後の制度変更の可能性含め留意が必要である。**

- 1: 本稿上の意見・見解は執筆者個人のものであり、所属機関の見解を示すものではない。
- 2: 「成長の限界：ローマ・クラブ「人類の危機」レポート」、ドネラ H.メドゥズ著、ダイヤモンド社、1972年。
- 3: アメリカ、カナダ、イギリス（イングランド）、オランダ、フランス、オーストラリア、ベトナム、インドネシア、タイ、ブラジル、アルゼンチン、チリ、UAE（アブダビ）、日本。
- 4: この場合、環境の概念は従来の純粋な「生物物理的要素」に限られず、現在では「物理化学、生物学、景観、文化、社会経済的要素」までを含むものとして進化してきている、といわれている。また、EIA／ESIAと併せて、生態学的影響評価、生物多様性影響評価、健康影響評価などが別途実施される場合もある。
- 5: インパクトとはこの場合「その行為を行った場合と行わなかった場合の違いのこと」と定義できる。
- 6: この定義については、環境省「環境アセスメント制度のあらまし」(パンフレット)等を参照。
https://www.thr.mlit.go.jp/chokai/environment/panph_j.pdf
- 7: EU加盟国については、EUでは大規模な建築または開発プロジェクトには環境への影響を評価する必要があるとされ、これらの要求事項はEIA

指令 (EIA Directive) において規定されている。EIA指令は、1985年に初めて導入、現行のEIA指令は2011年に発効 (2014年改正) されている。EU各国は、EIA指令に基づき国内法の整備が求められるところ、原子力発電所、長距離鉄道、高速道路等、上記EIA指令に基づきEIA/ESIAが必ず求められる事業に対する国内法整備を進めるとともに、各国の実情等に合わせ個別の基準 (対象となるプロジェクトの場所、規模、種類など) を設定しEIA/ESIA実施要件を個別に法制化している。

- 8: 連邦法および州法の適用状況により承認主体が定められる。石油天然ガス開発の場合には、承認機関が国家海域石油安全環境管理機構 (National Offshore Petroleum Safety and Environmental Management Authority: NOPSEMA) となる。
- 9: ベトナムでは、モニタリングの実施はプロジェクト実施主体ではなく、天然資源環境省等の関連省庁が行うことになっている。
- 10: たとえばアメリカやカナダでは通常の環境当局とは別のモニタリング専門の官庁が審査を担当している。
- 11: インドネシア: 経済特別区 (Special Economic Zone: SEZ) におけるEIA/ESIA制度を別途規定。
アルゼンチン: プロジェクト所在地の州当局が評価を実施。ブエノスアイレス港または海洋プラットフォーム (海上) で実施されるプロジェクトは、国内法に基づき評価を実施。
- 12: 「生態系」とは、食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境 (水、大気、光など) の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのものを示す概念である。生態系には、広大な森林から小さな池までさまざまな大きさのものが、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。」
出典: 「さまざまな生態系」『環境展望台』(HP)
https://tenbou.nies.go.jp/learning/note/theme2_2.html
- 13: 「私たちが生物多様性から受ける恵み、すなわち自然の恵みを、生態系サービスと呼んでいます。国連が発表した報告書では生態系サービスを、『供給サービス』『調整サービス』『文化的サービス』『基盤サービス (生息・生育地サービス)』の4つのグループに分類しています。そして、あらゆる事業活動は、この生態系サービスに依存して成り立っています。」
出典: 環境省HP「事業活動と生物多様性の関わり」『みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性』
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/crosslink/index.html
- 14: アルゼンチンについては、「住民移転・用地取得」に関しては用地取得のみがEIAの対象項目となっており、住民移転についてはEIAの制度の枠外での確認という扱いになっている。なおこのため、表2と表3の両方においてアルゼンチンの同項目は表上〇印となっている。
- 15: 「生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。」
出典: 「生物多様性とはなにか」環境省HP『みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性』
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>
- 16: <https://www.ipbes.net/>

(参考文献)

- ・環境省「環境アセスメント制度のあらまし」(パンフレット)、2018年改訂
- ・原科幸彦『環境アセスメントとは何か 一対応から戦略へ』岩波書店 (岩波新書)、2011年
- ・柳憲一郎『環境アセスメント法に関する総合的研究』清文社、2011年
- ・島山武道/井口博編著『環境影響評価法実務』信山社、2000年
- ・ブラサッド・モダック/アシット・K・ビスワス『環境影響評価のすべて 一環境破壊型開発から環境保全型開発へ』清水弘文堂書房、2001年

- ・寺田達志『わかりやすい環境アセスメント』学校法人東京環境工科学園出版部、1999年
- ・環境アセスメント学会編『環境アセスメント学入門 一環境アセスメントを活かそう一』恒星社厚生閣、2019年

(筆者略歴)

1992年、東京大学教養学部教養学科卒業。2002年、一橋大学大学院法学研究科修了。2007年、オックスフォード大学 Magister Juris (法学修士) 修了。

1992年、日本輸出入銀行 (現JBIC) 入行。入行後は環境関係の業務にかかわることが多かった。EIA/ESIAの取り扱いを含む、プロジェクトの環境社会配慮確認を業務とする環境審査室 (旧名: 環境社会開発室) には、2001年～2004年および2022年～ (現在) の二度在籍。その他、JBICの (環境社会問題に関する) 異議申立制度である「環境ガイドライン担当審査役」の事務局に在籍、また気候変動関連技術であるCCSの専門機関 Global CCS Institute東京事務所への出向等を経験。

2016年より、神奈川大学非常勤講師。

